

身体的拘束の最小化に取り組んでいます

当院は、原則として身体拘束を行わない方針です。

病院理念「信頼される地域医療」のもと「患者さんの権利」において、人権が公平に尊重される権利を保障しています。そのため、身体的・精神的に弊害をもたらすおそれのある身体拘束などは、緊急やむえない場合を除き、原則として実施しません。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、下記3要件をすべて満たす場合に、
最小限の方法・時間で実施します。

身体的拘束を行う場合の3要件

①切迫性

患者さん本人または他の患者さん等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

②非代替性

身体的拘束その他の行動制限を行う以外、代替する介護・医療方法がないこと

③一時性

身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

当院の取り組み

- ・身体的拘束最小化チームを設置し、定期的に検討、見直しを行っています。
- ・抑制用具を各病棟ではなく、一元管理を行い、身体的拘束最小化チームが管理しています。
- ・各病棟でも、身体的拘束の実施状況を把握し、検討・評価しています。
- ・職員に対する研修を実地し、知識・技術の向上に努めています。
- ・ご家族や関係職種と連携し、患者さんの状態に応じたケアを提供しています。

身体的拘束の実施状況（直近3ヵ月間）

期間（3ヵ月間）	入院料算定日数	身体的拘束を実施した日数	身体的拘束の実施率
2026年 1/1～3/31	12085	157	1.3
2025年 10/1～12/31	12379	72	0.6

※この掲示は、身体的拘束最小化推進体制加算の施設基準に基づき、院内掲示およびホームページに掲載しています。

身体的拘束に関するご質問やご意見がございましたら、スタッフまでお知らせ下さい。
皆様のご理解とご協力をお願い致します。

社会医療法人蒼生会 蒼生病院
病院長